

23 健長介第 658 号
平成 24 年（2012 年）3 月 30 日

介護サービス事業者 様

長野県健康福祉部
健康長寿課介護支援室長

「介護サービス情報の公表」制度について(通知)

平素より、標記制度の運営につきまして多大なるご理解、御協力を賜り、御礼申し上げます。
さて、介護保険法の改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）を踏まえ、本制度の実施について下記のとおりとしますので、御了知のうえ対応いただきますようお願いいたします。

記

- 1 介護サービス情報の報告
介護保険法第 115 条の 35 による報告
主な変更点は「介護サービス情報の公表制度」平成 24 年度以降の概要（新旧）を参照してください。
- 2 介護サービス情報の調査
別紙「長野県介護サービス情報の公表制度における調査に係る指針」のとおりとします。
- 3 介護サービス情報の公表
介護サービス情報の報告のあった事業所の情報について公表します。
- 4 手数料
公表・調査に係る手数料は徴収しません。
- 5 その他
公表の実施に係る通知・調査票等は、指定情報公表センターである社会福祉法人長野県社会福祉協議会から別途通知します。

健康長寿課介護支援室サービス係 (室長) 有賀秀敏 (担当) 西 加奈永 電 話 : 026-235-7121 FAX : 026-235-7394 電子メール kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp
--